

「川崎市シェアサイクル事業」募集要項（公募型プロポーザル方式）

令和4年3月

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

目 次

第1章 事業内容に関する事項	1
1 事業目的	1
2 事業の概要	1
3 運営上の留意事項	1
(1) 法令等の遵守	1
(2) リスク分担の考え方	1
(3) 実施期間中の協定解除等について	1
(4) 実施期間の終了時について	2
第2章 募集に関する事項	2
1 募集方法	2
2 申請手続き	2
(1) 募集・選定スケジュール(予定)	2
(2) 応募に必要な書類	3
(3) 参加意向申出書の受付	4
(4) 質問書の受付、回答	4
(5) 提案書類等の受付	4
(6) 事業予定者の選定	4
(7) 辞退	4
3 応募に必要な資格等	4
(1) 応募資格	4
(2) 複数の事業者で応募する場合の条件	5
(3) 応募事業者と連携し運営を行う構成員(プラットフォーム)の条件	5
(4) 失格事項	5
(5) 留意事項	6
4 応募事業者に関する評価	6
5 事業計画書の内容	6
(1) 事業収支計画の提案	6
(2) 事業規模の提案	6
(3) 利用者サービス向上方策の提案	6
(4) 利用促進に向けた広報・啓発活動の提案	7
(5) 地域貢献・交流等の取組の提案	7
(6) 適正な維持管理・運営	7
(7) 効率的・効果的な維持管理・運営の提案	7

第3章 選定に関する事項 8

1 審査方法及び評価項目 8
 (1) 審査体制 8
 (2) 審査基準 8
 (3) 選定方法 9
 (4) 選定結果等 9
2 協定の締結 9
 (1) 協定の基本的な考え方 9
 (2) 主な協定内容 10
3 協定の解除等 10
 (1) 協定の解除及び事業運営の停止 10
 (2) 事業の継続が困難となった場合 10

第4章 その他 11

1 情報公開及び個人情報保護 11
 (1) 情報公開（川崎市情報公開条例） 11
 (2) 個人情報保護（川崎市個人情報保護条例） 11
2 情報セキュリティ 11
3 知的財産権の帰属 11
4 担当部署 11

第1章 事業内容に関する事項

1 事業目的

本市では、身近な地域交通における移動環境の充実を目指し、移動手段の一つとして便利で利用しやすいシェアサイクルの利用・普及促進に向け、公共用地等を活用した実証実験を行い、その結果、主に駅・公共施設等への移動に多く利用され、アクセス性・利便性の向上等の効果が確認できました。

実証実験の結果を踏まえ、より多くの皆様に御利用いただくため、令和4年度から本格運用として「川崎市シェアサイクル事業」を進めることとし、この度、事業者を募集します。

2 事業の概要

- 事業名 「川崎市シェアサイクル事業」
- 事業内容 「川崎市シェアサイクル事業」募集要項及び仕様書のとおりとします。
- 実施期間 協定締結日から令和9年（2027年）3月31日まで（約5年間）
[事業開始は令和4年7月からを予定]
- 実施場所 実証実験における8エリア（駅を中心に概ね1.5km）の実施を基本に市域全体を対象とします。
- 基本要件 費用については、民間事業者主体による柔軟かつ持続可能な運用を要件とすることから、全て事業者の負担とし、公共用地の活用にあたっては、有償貸付とします。

3 運営上の留意事項

（1）法令等の遵守

自転車活用推進法、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、放置防止条例及び同条例施行規則、労働基準法、最低賃金法、障害者差別解消法、労働安全衛生法、川崎市契約条例、個人情報保護条例、川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例、その他関係法令の規定を遵守してください。

（2）リスク分担の考え方

資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクやシェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合に関する賠償費用については、すべて事業者の負担とします。なお、リスク分担の詳細については、選定された事業者との協定締結時に定めることとします。

（3）実施期間中の協定解除等について

ア 協定の解除及び事業運営の停止

本市は事業者が指示に従わないとき、又は当該事業者による事業を継続することが適当でないと認めるときは協定を解除し、事業の全部又は一部の停止を命ずることができます。

イ 事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに本市に報告するとともに、本市と協議の上、利用者への影響が生じないよう十分な周知期間を設ける等の対応を行うものとします。

(ア) 事業者の責に帰すべき事由による場合

本市が行う事業の改善勧告に従わない場合等、事業者の責に帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、本市は事業者の取消し又は事業の全部（一部を含む）の停止をすることができるものとします。その場合、本市に生じた損害は事業者が賠償するものとします。また、次期事業者が円滑かつ支障なく、事業運営を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(イ) 当事者の責に帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び事業者双方の責に帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合には、事業継続の可否について協議するものとします。

(4) 実施期間の終了時について

実施期間の終了後、次期事業者に事業を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく事業運営を遂行できるよう引継ぎを行っていただきます。

第2章 募集に関する事項

1 募集方法

民間事業者のノウハウを活かし、公正・公平性などの観点から、幅広く参入機会を確保するため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集・選定します。

2 申請手続き

(1) 募集・選定スケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは次のとおりです。

募集要項の公表・配布	令和4年	3月29日（火）	から
参加意向申出書の受付期限	令和4年	4月12日（火）	まで
質問書の受付期限	令和4年	4月19日（火）	まで
質問書の回答期限	令和4年	4月27日（水）	まで
提案書類等の受付期限	令和4年	5月13日（金）	まで
書類・プレゼンテーション審査	令和4年	6月上旬～中旬	
選定結果通知	令和4年	6月中旬	
選定事業者との協定締結	令和4年	6月中旬	
事業開始	令和4年	7月～	

(2) 応募に必要な書類

応募しようとする事業者又はその他の団体（グループでの応募を含む）（以下「事業者」という。）は、次に掲げる書類を提出してください（グループでの応募の場合は、下記のウからカまでの書類の提出が必要となります）。

併せて、Word 及び Excel のデータ及び財務状況等関係資料の PDF データを CD-ROM で提出してください。

応募書類に不備がある場合は受け付けません。

「参加意向申出書の受付（令和4年4月12日まで）」

【申請書類等】

- ア 「プロポーザル参加意向申出書（第1号様式）」（正本1部）（押印必要）
- イ 「「川崎市シェアサイクル事業」への応募主体概要書（第2号様式）、（第2-2号様式）」
（正本1部）
- ウ 「応募資格に関する申出書（第3号様式）」（正本1部）（押印必要）
- エ 「事業者の財務状況等関係資料（任意帳票、事業者ごと）」
 - （ア）登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - （イ）貸借対照表（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近3年度分）
 - （ウ）損益計算書又は収支計算書（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近3年度分）
 - （エ）法人にあつては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書（申出書を提出する日の属する事業年度の前事業年度を含む直近3年度分、申請書を提出する事業年度に設立された法人等にあつては不要）
 - （オ）その他応募資格の該当を証明する書類
- オ 「川崎市暴力団排除条例に係る宣誓書（第3-1号様式）」（正本1部）（押印必要）
- カ 「コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（第3-2号様式）」（正本1部）
（押印必要）

「提案書類等の受付（令和4年5月13日まで）」

【提案書類等】

- ア 「川崎市シェアサイクル事業」に関する計画書（第5号様式）（正本1部、副本6部）
- イ 川崎市シェアサイクル事業収支計画（第5-1, 2号様式）（正本1部、副本6部）
- ウ 川崎市シェアサイクル事業計画書（第6-1～8号様式）（正本1部、副本6部）
- エ 川崎市シェアサイクル事業サイクルポート設置計画書（第7-1, 2号様式）
（正本1部、副本6部）
- オ その他付属資料、添付資料（様式自由）（正本1部、副本6部）

※注意事項

- ・応募に係る必要な書類は川崎市建設緑政局自転車利活用推進室（以下「自転車利活用推進室」という。）ホームページよりダウンロードしてください。
- ・【提案書類等】については、正本は事業者名を記載し、副本は事業者名を記載せずに必要部数を提出してください。

(3) 参加意向申出書の受付

受付期間 令和4年3月29日(火)から令和4年4月12日(火)まで

午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

受付場所 自転車利活用推進室(第4章その他 4 担当部署を参照)

受付方法 「(2) 応募に必要な書類」のうち【申請書類等】について所定の事項を記入のうえ、自転車利活用推進室に持参又は郵送にて提出してください。(必着)

(4) 質問書の受付、回答

受付期間 令和4年3月29日(火)から令和4年4月19日(火)午後5時まで

受付方法 参加意向申出書を提出された事業者において質問がある場合には、「川崎市シェアサイクル事業」に関する質問書(第4号様式)に記入のうえ、自転車利活用推進室あてに電子メールにて提出してください。

回答方法 令和4年4月27日(水)までに順次、自転車利活用推進室ホームページ上に回答を掲載します。

(5) 提案書類等の受付

受付期間 令和4年5月9日(月)から令和4年5月13日(金)まで

午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

受付場所 自転車利活用推進室(第4章その他 4 担当部署を参照)

受付方法 「(2) 応募に必要な書類」のうち【提案書類等】について所定の事項を記入のうえ、自転車利活用推進室に持参又は郵送してください。(必着)

(6) 事業予定者の選定

日時 令和4年6月上旬～中旬(書類・プレゼンテーション審査)

プレゼンテーションの日時・説明方法等の詳細については、提案書類等受領後、個別に連絡します。

(7) 辞退

参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式8号様式)を提出してください。

3 応募に必要な資格等

(1) 応募資格

ア 応募事業者は法人その他の団体(以下「応募事業者」という。)とします。個人での応募はできません。

イ 複数の応募事業者が共同企業体を結成又は特別目的等の設立を予定して、グループで応募することは可能です。その場合、応募者全員が本号ウ～ケの応募資格を要します。

ウ 日本国内において、シェアサイクルの運用実績を有することを要します。

- エ 応募事業者は、契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であることを要します。
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者であることを要します。
- カ 本市から指名停止処分を受けていない者であることを要します。
- キ 応募事業者は、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等を滞納していないことを要します。
- ク 会社更生法（平成14年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立をしていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしていない者であることを要します。
- ケ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等または暴力団密接関係者でないことを要します。

（2）複数の事業者で応募する場合の条件

- ア 複数の事業者で応募する場合、当該事業者は単独又は異なるグループでの応募はできません。
- イ 応募書類を提出後、事業者の変更は原則として認めません。
- ウ 複数の事業者で応募し選定された場合は、全ての事業者は事業運営及びそれに伴う責務の履行に関し、連帯して責任を負います。

（3）応募事業者と連携し運営を行う構成員（プラットフォーム）の条件

- ア 応募事業者は事業の実施に際し、構成員となるプラットフォームにて運用を行うことは可能です。
- イ プラットフォームにて実施する場合、様式2-2で全ての構成員を明らかにし、事業運営及びそれに伴う責務の履行に関しては、応募事業者が責任を負います。
- ウ プラットフォームに参画する構成員は、単独又は異なるグループでの応募はできません。

（4）失格事項

下記に失格事項を定め、該当する場合は失格とします。

- ア 応募書類等に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- イ 本市が設置する選定委員会委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触した場合
- ウ 労働諸法や個人情報保護法、その他法令に違反している場合
- エ 提案時の基本方針が事業目的や本市の施策（総合計画の内容）に明らかに合致していない場合
- オ その他、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

(5) 留意事項

- ア 応募書類の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- イ 応募に関して必要となる費用は事業者の負担とします。
- ウ 提出された書類の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出はできません。ただし、市から書類不足、不備の補完、内容の不明点に関する回答のほか、追加資料を求める場合は、この限りではありません。
- エ 同一の事業者からの複数の応募書類の提出は不可とします。
- オ 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- カ 応募書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とします。ただし、選定期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象としません。

4 応募事業者に関する評価

財務状況、経営基盤及び事業実績を通じて評価します。（様式3、財務状況等関係資料）

5 事業計画書の内容

実証実験で得られた効果を最大限に発揮するため、実験の8エリアでの実施を基本的な要件とし、更により多くの利用、利用サービスの向上、持続可能な運用等に寄与する提案を求めます。（様式5号様式）

(1) 事業収支計画の提案

実施期間中（約5年間）の収支について、事業目的を実現し、持続可能な運営を行っていくために必要な経費と利用料金収入等について提案してください。（様式5-1, 2号様式）

(2) 事業規模の提案

実証実験の8エリア（駅を中心に概ね1.5km）の実施を基本とするとともに、より多くの方が利用できるためのサイクルポート設置箇所等の拡充の提案をしてください。

（様式6-1、様式7-1, 2号様式）

様式7-2号様式に使用する地図は任意ですが、公共・民間及び既存・拡充のポートの区別ができる記載としてください。

また、公共用地のサイクルポートの拡充箇所については、詳細な配置がわかる図面等を併せて提出してください。（任意様式）

(3) 利用者サービス向上方策の提案

本市の特性や利用ニーズを考慮した一層の利便性向上、新規登録者の増加に繋がる利用者サービス向上方策等を提案してください。（様式6-2号様式）

(4) 利用促進に向けた広報・啓発活動の提案

利用促進を図るための広報・啓発活動を提案してください。(様式6-3号様式)

(5) 地域貢献・交流等の取組の提案

本市の特性、利用ニーズを踏まえ、地域への貢献・交流等に寄与する取組について提案してください。(市内雇用や地域イベントの実施、交通安全教室等)(様式6-4号様式)

(6) 適正な維持管理・運営

以下、適正な維持管理・運営方法等について記載してください。

ア 運営方法(様式6-5号様式)

(ア) 適正な維持管理・運営体制の構築

(イ) 放置自転車対策

(ウ) 安全性の向上に向けた利用者へのルール・マナー啓発

(エ) 問い合わせ窓口の設置・対応体制(事故・トラブル時の対応・問い合わせ・苦情対応)

(オ) 防犯・盗難対策

(カ) 保険の加入状況

(キ) コンプライアンスや個人情報保護への認識や具体的な取組

イ 利用方法(様式6-6号様式)

(ア) 登録～利用～決済までの簡易でわかりやすい利用方法

(イ) 利用ニーズを踏まえた利用しやすい料金の工夫・設定

(ウ) 多様な決済システムや多言語対応など幅広い方の利用しやすさ

ウ 維持管理(様式6-7号様式)

(ア) 自転車、ポートの仕様、安全性、耐久性、デザイン、設置・撤去方法

(イ) 自転車の再配置計画

(ウ) 自転車、ポートのメンテナンス、整理・清掃、管理(除草、感染症対策等)

(7) 効率的・効果的な維持管理・運営の提案

一層の運用コストの削減や効率的・効果的な維持管理・運営方法等に繋がる提案をしてください。(様式6-8号様式)

第3章 選定に関する事項

1 審査方法及び評価項目

(1) 審査体制

川崎市が設置する学識経験者等からなる選定委員会において、審査・選定を行います。

(2) 審査基準

審査基準ごとの審査の観点及びウエイトは次のとおりとします。

評価項目		評価の観点	配点
(1) 事業収支	①運営能力	・財務状況や経営基盤	10
	②事業収支計画	・5年間の安定的かつ持続可能な事業採算性の確保	15
(2) 事業計画	③事業規模	・実行性のあるポートの設置規模	10
		・ポート数に見合った自転車導入台数	10
		・より多くの方の利用に資するポートの設置規模拡充の提案	20
	④利用者サービス向上方策	・利用ニーズを考慮した一層の利便性向上、新規登録者の増加に繋がる利用者サービス向上方策等	20
	⑤利用促進に向けた広報・啓発活動	・利用促進を図るための広報・啓発活動	15
	⑥地域貢献・交流等の取組	・地域雇用や地域イベント等、地域への貢献・交流への取組	15
	⑦運営方法	・運営の組織化や適切な人員配置など	10
		・放置自転車対策（ポート内への一般自転車の放置自転車対策などを含む）	5
		・安全性の向上に向けた利用者への自転車利用ルール・マナー啓発等	5
		・事故・トラブル時の対応、問い合わせ・苦情対応	5
		・防犯・盗難対策	5
		・保険の加入状況	5
		・コンプライアンス、個人情報等の管理体制	5
	⑧利用方法	・登録～利用～決済までの簡易でわかりやすい利用方法	5
		・利用ニーズを踏まえた利用しやすい料金の工夫・設定	10
・多様な決済システムや多言語対応など外国人の利用しやすさ		5	
⑨維持管理	・自転車、ポートの仕様、安全性、操作性、耐久性、デザイン、設置・撤去方法	5	
	・自転車の再配置計画	5	
	・自転車、ポートのメンテナンス、整理・清掃、管理（除草、感染症対策など）	5	
	・一層の運用コストの削減や効率的・効果的な維持管理・運営方法	10	
合計	9項目		200

(3) 選定方法

- ア 川崎市が設置する選定委員会において、提案書類、関係書類及びプレゼンテーションの内容を審査の上、合計点が最も高い1者を事業予定者として決定します。ただし、合計点が、基準点を下回った場合は、事業予定者を決定せず、再度、選考を行う場合があります。
- イ 応募事業者が1者の場合も審査を行い、同様の取扱いとします。
- ウ 提案内容に虚偽の記載があると委員会が判断した場合は、得点の合計に関わらずその提案を失格とします。
- エ 得点が同点となった場合は、評価基準の③事業規模、④利用者サービス向上方策、⑤利用促進に向けた広報・啓発活動、⑥地域貢献・交流等の取組等、持続可能な運用に寄与する提案を求める項目の合計評価点が高いものを上位とします。
- オ この審査結果を参考に、市長が最終的に事業者を選定します。

(4) 選定結果等

- ア 選定結果については、書面にて通知します。
- イ 公平性、透明性等を図るため、選定結果及び審査内容の概要については、自転車利活用推進室ホームページで公表します。

2 協定の締結

(1) 協定の基本的な考え方

選定された事業者は、川崎市と協議の上、速やかに「川崎市シェアサイクル事業」に関する協定を締結します。なお、選定された事業者が、協定締結までに以下の事由に該当した場合は、その選定を取り消し、協定を締結しないことができるものとします。選定された事業者と協定の締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとし、本市に生じた損害は選定された事業者が賠償するものとします。

- ア 応募資格を喪失したとき。
- イ 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。
- エ 財務状況の悪化等により、事業の履行に支障が生じると判断されるとき。
- オ 社会的信用の著しい損失等により、事業者として適切ではないと判断されるとき。
- カ その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断されるとき。

(2) 主な協定内容

- ア 目的（事業の趣旨）に関する事項
- イ 実施期間に関する事項
- ウ 事業の範囲と費用負担に関する事項
- エ 事業の実施に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 事業の中止・協定の解除等に関する事項
- キ 実施期間の満了時等の措置に関する事項
- ク 損害賠償に関する事項
- ケ 知的財産権に関する事項
- コ 不可抗力とリスク分担に関する事項
- サ その他市長が必要と認める事項

3 協定の解除等

(1) 協定の解除及び事業運営の停止

本市は事業者が指示に従わないとき、又は当該事業者による事業を継続することが適当でないと認めるときは、協定を解除し、事業の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(2) 事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに本市に報告するとともに、本市と協議の上、利用者への影響が生じないよう十分な周知期間を設ける等の対応を行うものとします。

ア 事業者の責に帰すべき事由による場合

本市が行う事業の改善勧告に従わない場合等、事業者の責に帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、本市は事業者の取消し又は事業の全部（一部を含む）の停止をすることができるものとします。その場合、本市に生じた損害は事業者が賠償するものとします。また、次期事業者が円滑かつ支障なく、事業運営を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責に帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び事業者双方の責に帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合には、事業継続の可否について協議するものとします。

第4章 その他

1 情報公開及び個人情報保護

(1) 情報公開（川崎市情報公開条例）

事業者は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）に基づき、当該事業に係る情報の公開に関して実施機関に準じた措置を講じてください。

開示請求に係る公文書に事業者の役員又は職員の職、氏名等の情報がある場合で、当該情報がその職務の遂行に係るものであるときは当該情報が開示の対象となります。

(2) 個人情報保護（川崎市個人情報保護条例）

事業者が本事業を通じて取得した個人情報については、適正な維持管理を行うとともに、必要な保護措置（協定に基づく個人情報管理責任者及び必要な規定を定めるなど）を講じてください。

事業に従事している者又は従事していた者が、個人情報保護条例第45条又は第46条の規定に違反した場合には、罰則が科されます。

2 情報セキュリティ

事業者が本市の情報システムを利用して業務を行う場合には、本市の情報セキュリティ基準等を順守していただきます。

事業者が事業運営に当たり知り得た秘密を外部に漏らし、又は当該事業以外の目的で使用することはできません。

3 知的財産権の帰属

本事業の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、川崎市と事業者双方の共有のものとします。

事業者は、本事業で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願または意匠登録出願する場合、川崎市と協議し同意を得る必要があります。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担とします。

4 担当部署

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室 自転車活用担当

住 所 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク20階

TEL番号 044-200-2769

FAX番号 044-200-3979

電子メール 53ziten@city.kawasaki.jp